

基礎知識編 Q&A

Q1 なぜ、容器包装を分けて出すの？

家庭から出るごみの60%（容積比）をしめる容器包装には、資源として再利用できるものが多く含まれています。再利用可能な容器包装を「キッチンと分ける」ことで、リサイクルを可能にし、ごみの量を減らし、限られた地球の資源を大切に使うことができるのです。

POINT

- ・容器包装は、限りある天然資源でできている。
- ・リサイクルすることは、限られた地球の資源を大切にすること。
- ・ごみとして焼却処分するときには、地球温暖化の原因ともなる二酸化炭素が発生している。

Q2 容器包装ごみのリサイクル費用は、誰が出しているの？

容器包装のリサイクル費用には、収集し中間処理する費用と再商品化のための費用があります。収集費用と中間処理費用は、市町村の税金でまかなわれ、再商品化費用は事業者が負担しています。このような役割が、容器包装リサイクル法で決められています。又、分別収集したことにより有償で引き取られた分は、市町村の収入となります。

Q3 容器包装以外の生ごみなどの処分費用は、誰が出しているの？

生ごみなど容器包装以外の一般的なごみの収集費用と焼却や埋め立て処分費用は、市町村の税金と最近広く行われている家庭ごみ有料化による費用が一部補填されています。

POINT

- ・消費者が分別排出に協力することで、ごみの焼却や埋め立て処分量を減らすことができ、資源循環も進みます。

★容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、家庭から出るごみの約60%（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律です。平成7年6月に制定され、その後、平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立し、現在に至っています。

容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者と市町村、事業者（容器の製造事業者と、容器包装を用いて中身の商品販売する事業者）それぞれの役割分担を決め、三者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことです。

★再商品化

再商品化とは、製品の原材料として利用する者に、有償又は無償で譲渡し得る状態にすること等をいいます。